

2. 避難計画の基本的事項【津波対策】

(1) 対象とする災害

本市に大きな津波被害をもたらすと考えられる海溝型の地震として「南海トラフ地震」が考えられます。平成24年度に国が公表した南海トラフ巨大地震の震源モデルをもとに、三重県が平成26年3月に公表した地震被害想定調査結果では、「理論上最大クラスの南海トラフ地震(あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震)」が発生した場合、本市における被害想定は死者数:1,900人、建物倒壊:13,000棟と想定されています。

この想定が本市において考えられる災害のうち、最も大きな被害をもたらすものであることから、本計画における地震・津波対策では、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を対象災害とします。

(2) 想定される事態

- ① 震度7の地震が発生し、家屋などの倒壊が多数発生します。
- ② 堤防のかさ上げや強靱化などの整備は継続的に進められているものの、強い揺れにより、堤防が大きく沈下したり、水門が破壊されたりした場合には、津波を待たずに浸水が始まってしまう地域があります。また、津波の到達後には、地域によっては最大浸水深が5～10m程度に達し、津波の影響が広範囲にわたることで、多数の人的被害の発生や家屋の倒壊・流出に至ります。
- ③ 堤防等が崩壊して浸水した場合、浸水区域は長期間、浸水が継続し、救助活動や復旧作業が難航します。
- ④ 津波により倒壊した家屋やプロパンガスのボンベ、自動車などの多くの可燃物や危険物は高台のふもとや比較的堅牢な建物の周辺に堆積します。その後、漂着物や家屋等の電気系統からの出火などにより着火し、大規模な延焼、いわゆる「津波火災」に至る危険性が考えられます。この場合、津波避難ビル等に一次避難した人やマンション等で垂直避難した人の生存を脅かす事態となることも想定されます。
- ⑤ 浸水被害が想定される地域を始め、広範囲にわたる深刻な液状化被害の発生が想定され、避難行動や救助活動に多くの制限がかかります。
- ⑥ 津波による浸水被害が発生した場合、使用可能な指定避難所は、高台等の浸水被害を免れた施設に限定されます。
- ⑦ 強い余震が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、更なる被害拡大の可能性があります。

(3) 避難が必要とされる地域と対象者

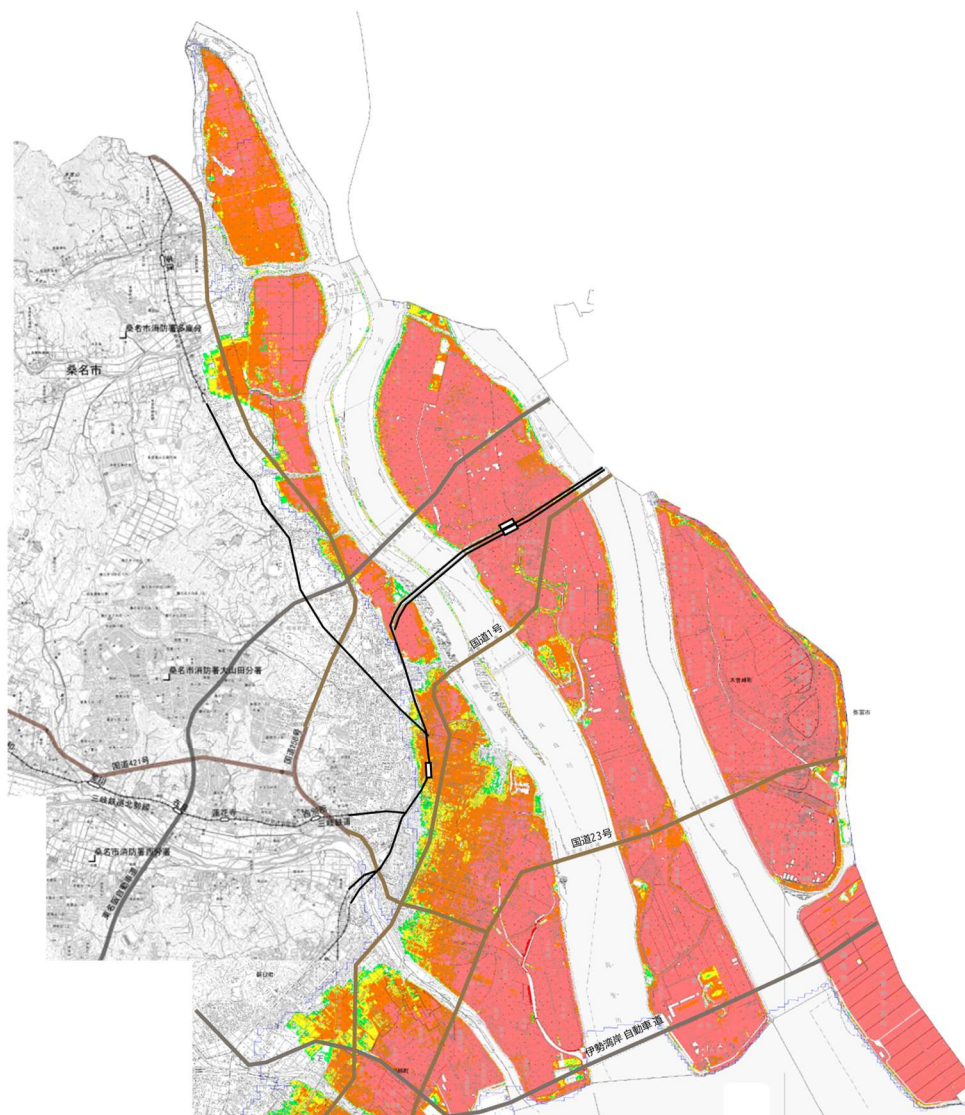
① 避難対象区域

避難対象区域は、地震動による堤防の損壊や津波による浸水被害が想定されるため、浸水想定区域外への避難が必要な地域とし、本計画では、平成26年3月に三重県が公表した地震被害想定調査の津波浸水想定区域と津波浸水想定区域に囲まれた区域を指定しています。

これら地域が、津波警報や大津波警報の発表に伴う避難指示が発令された際の避難の対象となる地域となります。

【避難対象区域が含まれる主な地区】

日進地区・精義地区・立教地区・城東地区・益世地区・修徳地区・深谷地区・城南地区・多度東地区・多度北地区・長島北部地区・長島中部地区・伊首島地区



② 避難対象者

地震発生時、避難対象区域内には、居住する方、学校に通っている方、職場で働いている方、買い物客や観光客などの一時滞在者のほか、自動車等で通行中の方など、様々な方がいることが想定され、これらの方すべてが避難対象者となります。

③ 避難困難区域

避難困難区域とは、歩行速度の遅い避難者が、予想される津波の到達時間(地震発生後約 90 分)までに、避難対象区域外(避難の必要がない安全な区域)に避難することが困難な区域をいいます。

本計画では、国が示す歩行困難者等(高齢者や乳幼児など歩行速度が遅い同行者がいる避難者)の徒歩での避難速度(0.46m/s、1.66km/h)等から移動可能距離を算出し、徒歩避難に際し、津波到達時間までに浸水想定区域外へ避難することが困難と想定される以下の区域を避難困難区域としています。

なお、長島地区は、避難困難区域であることに加え、避難に際しては木曾三川の橋梁を渡る必要があることも、避難対策において留意する必要があります。

また、この避難困難区域は、あくまでも机上の計算に基づき設定したものであり、実際の避難可能距離には個人差がありますので、平常時において避難に要する時間を計測し、徒歩避難の可否を事前に把握しておくことが重要です。

【避難困難区域】

城東地区及び城南地区の一部・長島北部地区・長島中部地区・伊曾島地区の全域

